

第 2 0 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 8 年 1 月 3 0 日 (金)

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和8年1月30日(金) 午後1時30分から 2時15分

2. 開催場所 せたな町役場 第3会議室

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	小	島	敏	人
委員	1番	竹	内	厚	子
	2番	玉	木	久	志
	3番	吉	田		優
	4番	大	羽	孝	志
	5番	西	川		讓
	6番	阿	部	紹	子
	7番	松	崎		豊
	8番	坪	井	博	之
	9番	高	橋	光	也
	10番	森		正	勝
	11番	金	谷	勝	則
	12番	渥	美	光	成
	13番	大	口		寧

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消について
第4	議案第2号 農地法第18条の規定による通知について
第5	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第6	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
第7	議案第5号 農用地利用集積等促進計画案の作成について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第8	議案第6号 農用地利用集積等促進計画案の作成について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	松	林		功

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第20回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦労様でございました。

連日の大雪、そして寒波が居座っている状況で毎日の雪かきに大変苦労されていることと思います。当初はいい運動だと思っておりましたが、最近は本当に苦痛で、持病の腰痛もあり雪をみるのもうんざりという状態です。

会長

本日は令和8年最初の総会です。本来であれば「新年の挨拶」で入りたいのですが、皆様もご存じの通り、昨日鵜泊漁港で4名の漁師の方が遭難し、1名は発見されたとのことですが、依然3名が行方不明とのこと。同じ町民として身近な問題で大変心配です。「新年の挨拶」は控えさせていただきます。

会長

本日は、総会後に今金町農業委員会との合同研修会と懇親会がございます。予定が立て込んでおります。

総会は、議案第6号まで案件がございます。

慎重審議を進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

只今の出席委員は15名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、10番森委員、11番金谷委員を指名いたします。この指名は、第20回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長

「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

【日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消について】

議長 「日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消についてを議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案1ページをご覧ください。
令和6年10月30日開会第5回せたな町農業委員会において許可した、農地法第3条の規定による許可申請については、取消しするものとする。
令和8年1月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料1ページをご覧ください。
番号1番。譲渡人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。譲受人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計18筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、契約につきましては贈与ということでした。取消の理由につきましては、申請者に申請意思がなかったためでございます。

事務局 こちらは、令和6年10月30日の第5回総会で審議頂き、同日付で許可したものでございます。[REDACTED]さんから事前に相談を受け、書類を作成し印鑑を頂く前に議案化してしまったものでございます。総会后に、[REDACTED]さんより贈与しない旨連絡を受けましたが、そのまま宙ぶらりんになっておりました。
今回、[REDACTED]さんへ直接説明に伺い、今回の総会で取り下げを説明し、印鑑をもらう前に総会にかけてしまったことをお詫びした次第です。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第1号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第4 議案第2号 農地法第18条の規定による通知について】

議長 「日程第4 議案第2号 農地法第18条の規定による通知について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 3 ページをご覧ください。
議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による通知について。
農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。
令和 8 年 1 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 2 ページをご覧ください。
番号 1 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
所在につきましては、[REDACTED]、現況地目は田、面積が [REDACTED] m²の内 [REDACTED] m²、解約の申出は、借主の [REDACTED] さんからで、解約理由につきましては、経営を縮小するためでございます。

事務局 資料 3 ページをご覧ください。
番号 2 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 5 筆、現況地目は畑、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約の申出は、借主の [REDACTED] さんからで、解約理由につきましては、経営を縮小するためでございます。

事務局 資料 4 ページをご覧ください。
番号 3 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計 2 筆、現況地目は田、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約の申出は、貸主の [REDACTED] さんからで、解約理由につきましては、当該農地を賃借人へ贈与するためでございます。

事務局 以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。

事務局 は使用貸借でございまして、契約期間は10年間でございます。理由につきましては、父から農地を借り受け、営農に励みたいためでございます。

事務局 以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第3号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第6 議案第4号 農地法第5条による許可申請について】

議長 「日程第6 議案第4号 農地法第5条による許可申請について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案7ページをご覧ください。
議案第4号 農地法第5条による許可申請について
農地法第5条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。
なお、北海道農業会議から許可相当の答申により、せたな町農業委員会会長専決により許可を行う。
令和8年1月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料11ページをご覧ください。

番号1番。貸主が■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん。借主が■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、■■■■■■■■■■、地目は田、面積が■■■■■■■■■■㎡、転用の目的につきましては、農業用倉庫の建設でございます。建築面積は■■■■■■■■■■㎡、資材置場、通路等は■■■■■■■■■■㎡でございます。転用事由につきましては、経営面積の増加に伴い、既存の倉庫や資材置場では手狭になったため、新たに倉庫、資材置場を設置する。効率的な営農を継続するうえで、他に適地が無かったため、当該農地を選定した。転用期間は許可日から永久、位置図・配置図につきましては、12ページの図1のとおりでございます。

事務局

こちらの申請地につきましては、農用区域内の転用であり、自宅や圃場に近く、作業動線が最適化され効率的な経営につながるものであり、近隣の営農にも影響を与えないものと判断し、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第4号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第7 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案について（農業委員会等に関する法律第31条該当）】

議長

「日程第7 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案について（農業委員会等に関する法律第31条該当）」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案9ページをご覧ください。
こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第31条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしく願いいたします。

事務局

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案について。
農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第11項に基づき、別紙により内容審査のうえ、北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するよう要請する。
また、北海道農業公社から要請のとおり認可申請された場合、即日公告できるものとする。
令和8年1月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料16ページをご覧ください。
番号1・5番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
の計5筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は採草畑、こちらの契約は売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2026年2月、対価の支払期限が2026年3月31日、単価は

事務局

円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。
備考に記載しておりますが、[REDACTED] の面積 [REDACTED] m² の内、
利用可能面積は [REDACTED] m² であります。単価はこの面積にかけて売買価格の
設定しております。

事務局

資料 17 ページをご覧ください。
番号 2・6 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、
[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の
計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらの契約
につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては
2026 年 2 月、対価の支払期限が 2026 年 3 月 31 日、単価は [REDACTED] 円、売買
価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

資料 18 ページをご覧ください。
番号 3・7 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED] の計 13 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、用悪水路、
こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につ
きましては 2026 年 2 月、対価の支払期限が 2026 年 3 月 31 日、水田の単価
は [REDACTED] 円、用悪水路の単価は設定しておりません。売買価格は [REDACTED]
円でございます。

事務局

資料 19 ページをご覧ください。
番号 8 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED] の計 4 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は普通
畑、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期
につきましては 2026 年 2 月、対価の支払期限が 2026 年 3 月 31 日、単価が
[REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

資料 20 ページをご覧ください。
番号 4・9 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED] の計 5 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、
こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、
2026 年 2 月から 2036 年 2 月までの 10 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格は
[REDACTED] 円、新規でございます。
備考に記載しておりますが、[REDACTED] さんが経営移譲年金を受給してお

事務局 りますことから、特定処分対象農地となるため賃貸借期間を10年間で設定しております。以上です。

事務局 以上の計画につきましては、農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第5号について質疑ございませんか。

大羽委員 はい。

議長 はい、大羽委員。

大羽委員 番号3・7番の■■■■さんと■■■■さんの契約の件ですが、単価が■■■■円で、地域の相場からいったらかなり低いと思うのですが、何か事情があるのでしょうか。

議長 はい、事務局からお願いします。

事務局 はい。理由としましては、■■■■さんは遠方に住んでおり、地盤整備、土地改良を■■■■さんが負担して行いました。本来であれば■■■■さんが地盤整備をしてその分上乗せしての売買価格になりますが、それを■■■■さんの方で行ったため低めの設定となっております。

大羽委員 はい、あと一つ。
私の勘違いかもしれませんが、用悪水路が■■■■円となっておりますが、登記上自己負担になるのではないのでしょうか。自分で登記しなければならないのでは、、違ったかな。

事務局 単価こそ設定されてませんが、全体価格■■■■円となっております。用悪水路だけをぬかして贈与するということではなく、つきもので行います。法務局の方もこれだけは贈与なので、3条でやりなさいということはないと思われま。

事務局 局長 はい。

議長 はい、西田局長。

事務局 局長 登記の際は、税務課で発行する評価証明書があるのですが、それには1筆ごとに金額が記載されています。それらの金額を足し込んでいった時、用悪水路が■■■■円であったとしたら、近隣の土地の価格を参考にして1/2が1/3を乗じた額を載せて計算しなさいという計算式があります。
評価額を計算し、登記する人が支払う印紙税(代)があります。その印紙を納めることによって登記がなされるという形になっています。
ですので、売買価格とは別の内容になります。売買価格の影響は登記上ないと思います。

議長

はい、ここで暫時休憩といたします。

(約 6 分休憩)

議長

では、休憩をとり、会議を再開いたします。

議長

では、議案第 5 号について他に質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 8 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画案について】

議長

「日程第 8 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。追加議案 1 ページをご覧ください。
議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案について。
農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 11 項に基づき、別紙により内容審査のうえ、北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するよう要請する。
また、北海道農業公社から要請のとおり認可申請された場合、即日公告できるものとする。
令和 8 年 1 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加資料 1 ページをご覧ください。
番号 10・15 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、
㎡、利用目的は普通畑、こちらの契約は賃借権でございます、期間につきましては、2026 年 2 月から 2029 年 1 月 31 日までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、継続でございます。

事務局

追加資料 2 ページをご覧ください。
番号 11・16 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等を

議長

議案第6号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第20回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 8 年 2 月 27 日

会議録署名委員

10番

森 正勝

11番

金谷 勝則

議長

原 田 喜 博